

関係部署からのお知らせ について

令和8年6月

大分市指導監査課

1. 長寿福祉課からのお知らせ

業務管理体制の整備に係る届出について

「業務管理体制」について、届出事項に変更が生じた場合は、届出が必要となります。
詳しくは、下記の市ホームページをご覧ください。

【大分市ホームページ掲載先】

(<https://www.city.oita.oita.jp/o081/gyoumukanri.html>)

大分市ホーム > 健康・福祉・医療 > 介護・障がい者・福祉 > 介護保険 > 事業者の方へ
> 介護保険サービス等事業者の方へ > 【介護保険】業務管理体制の整備に係る届出について

住居表示の変更について

介護保険サービス事業所等（有料老人ホームを含む）の住居表示が変更となった場合には、変更届出書の提出が必要となりますのでご注意ください。

〈お問い合わせ先〉大分市長寿福祉課 事業推進担当班 TEL097-537-5744

1. 長寿福祉課からのお知らせ

事故報告書について

ご利用者やご家族から資料開示を求められることがあります。

「事故報告書」の提出漏れがないようにご留意ください。また、事故状況ならびに再発防止策等については、詳細な記載をお願いします。

詳しくは、下記の市ホームページをご覧ください。

なお、事故による死亡等の重大事案に限っては、「事故報告書」の提出前に、電話連絡をお願いします。

【大分市ホームページ掲載先(サービス付き高齢者向け住宅以外)】

(<https://www.city.oita.oita.jp/o081/kenko/fukushi/1334187931476.html>)

大分市ホーム > 健康・福祉・医療 > 介護・障がい者・福祉 > 介護保険 > 事業者の方へ
> 介護保険サービス等事業者の方へ > 介護保険サービス等における事故報告の取扱いについて

【大分市ホームページ掲載先(サービス付き高齢者向け住宅の場合)】

(<https://www.city.oita.oita.jp/o168/kurashi/sumaijoho/1323332434493.html>)

大分市ホーム > 暮らし・手続き > 住まいに関する情報 > サービス付き高齢者向け住宅事業
> サービス付き高齢者向け住宅の登録制度についてお知らせします

〈お問い合わせ先〉大分市長寿福祉課 事業推進担当班 TEL097-537-5744

1. 長寿福祉課からのお知らせ

介護保険最新情報について

厚生労働省より、随時「介護保険最新情報」が発出されており、サービス提供において関連のある内容も含まれています。

下記の厚生労働省ホームページにて適宜確認をお願いします。

【厚生労働省ホームページ掲載先】

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html)

※厚生労働省ホームページの検索バーに「介護保険最新情報」と入力し、検索でも可能です。



メールアドレスの変更について

長寿福祉課より事業所宛てにメール送信を行うことがあります。届出のあったメールアドレスが使われていないケースがあります。

メールアドレスの変更の際には、todokede@city.oita.oita.jp宛てに「表題:メールアドレスの変更 ○○事業所
本文:○○事業所・△△サービス・新しいメールアドレス」を送信してください。

〈お問い合わせ先〉大分市長寿福祉課 事業推進担当班 TEL097-537-5744

2. 消防局予防課からのお知らせ

消防用設備等の定期点検について

消防用設備等(消火器や自動火災報知設備など)は、いつ火災が発生しても確実に作動するよう、日頃の維持管理が大切です。そのため、消防法令では、防火対象物の関係者に点検報告を義務づけています。

【大分市ホームページ掲載先】

(<https://www.city.oita.oita.jp/o214/kurashi/anshinanzen/1277363719400.html>)

大分市ホーム > くらし・手続き > 防災・安全安心 > 消防・救急 > 届出・申請・資格(様式) > 消防法関係(様式)
> 消防用設備等点検結果報告書について

消防訓練について

消防訓練は、火災が発生した時に利用者や従業員の方の命を守るための対応方法を、普段から身につけておくための大切な取り組みです。いざというときのために消防法令に基づき訓練を行いましょう。

【大分市ホームページ掲載先】

(<https://www.city.oita.oita.jp/o214/kurashi/anshinanzen/1126770934756.html>)

大分市ホーム > くらし・手続き > 防災・安全安心 > 消防・救急 > 届出・申請・資格(様式)
> 消防訓練等通知書(消防訓練実施に係る事前の届出)

〈お問い合わせ先〉大分市消防局予防課 TEL097-532-3199

2. 消防局予防課からのお知らせ

火災発生時の避難訓練マニュアルについて

自力避難が困難な方が利用する小規模な社会福祉施設や有床診療所等では、夜間等に火災が発生した場合に、限られた人員や時間の中で初動対応を行うこととなります。

このマニュアルでは、施設内の「一時退避場所」を活用した避難訓練方法をまとめていますので、ご活用ください。

【総務省消防庁ホームページ掲載先】

(<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-2.html>)

※総務省消防庁ホームページの検索バーに「自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアルリーフレット」と入力し、検索でも可能です。



感震ブレーカーの設置について

大規模地震発生時には、電気に起因する通電火災が多く発生しております。

「感震ブレーカー」は、大きい揺れを感知した際に自動で電気の供給を遮断するものです。

「感震ブレーカー」を設置して、通電火災の発生を防ぎましょう。

【大分市ホームページ掲載先】

(<https://www.city.oita.oita.jp/o214/tuuden.html>)

大分市ホーム > 暮らし・手続き > 防災・安全安心 > 消防・救急 > 消防ニュース
> 通電火災に有効な「感震ブレーカー」を設置しましょう！

〈お問い合わせ先〉大分市消防局予防課 TEL097-532-3199

●いざというときに大事な3つの初動対応

火災発生

あなたは **どうする?**
なにをする?

いざというときに大事な**3**つの初動対応

通報

周囲の人や消防機関、防災センターにいち早く火災発生を伝えましょう!

- 周囲の人に大きな声で火事を知らせる。
- 非常ベルのボタンを押す。
- 119番通報をする。

※自動火災報知設備が感知したら現場に急行し、状況を確認する。

オススメ

- 通報用のメモを用意
- 職場の住所を伝えられるように...
 - 火元、けが人などの情報も伝える

消火

消火器を持って火元に向かい消火しましょう。
天井に炎が達するまでが勝負!

- 消火器で消火できない場合は、屋内消火栓設備を使用する。
- 消火器や屋内消火栓設備の使い方や設置位置を覚えておく。

避難誘導

誘導をする際、明確に指示を伝えましょう!

- 火元の部屋のドアを閉める。
- 火元から遠い避難口へ誘導をする。
- 放送などで建物内に火災の発生を知らせ、避難誘導をする。

オススメ

- 非常放送用文例を用意
焦らずに情報を伝えられるように
※操作方法も確認しておく

総合訓練

通報、消火、避難など一連の流れを訓練しよう!

消防計画に基づき、それぞれの役割を果たせるように訓練しましょう。

オススメ

- 訓練時の出火場所を毎回変更する
思わぬことに気づくかも
訓練の緊張度もUP

訓練を実施する際には、あらかじめ消防機関に連絡する必要があります。

防火管理制度

尊い命と財産を守るために

消防法では、防火対象物の管理について権原を有する者に、防火管理者を定め、消防計画を作成させ、消防計画に基づく防火管理上必要な業務を行わせるよう義務づけています。選任した防火管理者及び消防計画を所轄の消防長・消防署長に届け出る義務があります。
(消防法第8条、消防法施行令第1条の2、第3条、第3条の2、消防法施行規則第3条、第3条の2)

管理権原者の責務

- 防火管理の最終的な責任者です。(建物所有者、事業主など)
- 防火管理者に消防計画を作成させ、防火管理業務を指示、監督します。 **防火管理者の選任・届出**

防火管理者の責務

- 防火管理業務の推進者です。
- 消防計画を作成し、防火管理業務を行います。



防火管理者を選任していない又は防火管理業務を適正に実施していない

消防法令に基づく命令や罰則の対象となります。

日本消防設備安全センター
違反是正支援センター



〈お問い合わせ先〉大分市消防局予防課 TEL097-532-3199

2. 消防局予防課からのお知らせ

●消防用設備等には定期点検が必要です

消防用設備等には定期点検が必要です。



消防用設備等点検報告制度とは

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。(消防法第17条の3の3)

点検の種類と期間

機器点検

6カ月に1回実施

- 1 消防用設備等に付置される非常電源(自家発電設備に限る)又は動力消防ポンプの正常な作動。
- 2 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項。
- 3 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項。

総合点検

1年に1回実施

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認するため、消防用設備等の種類に応じて実施する点検。

点検実施者

次の防火対象物の消防用設備等は、消防設備士又は消防設備点検有資格者に点検させなければならない。

- 1 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物。
- 2 延べ面積1000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの。
- 3 特定一階段等防火対象物。

報告

防火対象物の関係者は点検結果を、維持台帳に記録するとともに、次の1及び2に示す期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等においては、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

- 1 **特定防火対象物 1年に1回**
- 2 **左記以外 3年に1回**

※特定防火対象物とは、百貨店、旅館、夜間、地下道、複合用途防火対象物等不特定多数の者又は災害時に被害が甚重なものが出入りする施設(消防法施行令第1条の1(1)第1号～(4)号、(5)号イ、(6)号、(9)号イ、(16)号イ、(16)号ロ、(16)号ニに掲げる防火対象物)

適切な消防用設備等点検を実施しましょう!

消防用設備等の点検は、適切に行われていますか?

御自身の建物に設置されている消防用設備等の点検について、次の4つの事例を参考にチェックしてください。

× 無資格者が点検をしていた

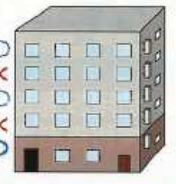
消防設備士又は消防設備点検資格者による点検を依頼していたにもかかわらず、無資格者が自動火災報知設備の点検を実施していた。



消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、消防機関に報告する場合は、点検作業が始まる前に、点検に従事する各作業員(資機材の搬送等の補助的な作業のみを行う者を除く)が免状を保有しているか確認しましょう。

× 全階を点検していなかった

地上5階のビルにおいて、1階・3階・5階の店舗の消防用設備等は点検されていたが、2階・4階の店舗は点検されていなかった。



点検の対象は「建物に設置されている全ての消防用設備等」です。各階全ての点検を依頼していたにもかかわらず、点検業者が、一部のみの点検で作業終了としていないか、点検作業の実施状況を確認しましょう。

× 事実と異なる報告をしていた

自動火災報知設備の感知器が故障していたことが確認されたが、点検結果報告書では、改善していないにもかかわらず「不備なし」として報告していた。



点検の結果を、事実通りに記載しなければなりません。報告書に記載されている内容が「実際の点検結果」と相違ないかどうか、点検作業の実施状況を確認するとともに、報告書の届出前にしっかりと確認しましょう。不備については、適切に改善しましょう。

× 点検期間のルールを守っていなかった

機器点検を1年に1回、総合点検を3年に1回しか実施していなかった。



機器点検は6ヶ月毎に、総合点検は1年毎に実施してください。また、建物関係者は、法令により点検を行った結果を「維持台帳」に記録することになっておりますので、点検を実施したら、その結果を維持台帳に記録しましょう。

具体的な点検要領、報告様式の記載方法等、詳しくはお近くの消防機関にご相談ください。

FDMA 消防庁
Fire and Disaster Management Agency
<https://www.fdma.go.jp/>



ご相談はお近くの消防署まで
大分市消防局
中央消防署 予防課兼総務課 097-532-2108
大分分署 予防課兼総務課 097-544-7750
東洋分署 予防課兼総務課 097-527-2721
赤良分署 消防予防担当 097-575-0681
南津 消防 予防課兼総務課 097-586-1230

〈お問い合わせ先〉大分市消防局予防課 TEL097-532-3199